

西脇市議会 議員各位

請願書 陳情書	受付第	(号)
令和2年 2月 18日		
西脇市議会事務局		

令和2年2月18日

4/1改定

西脇市戸籍関係・税務関係証明書類、発行手数料の変更について

掲題について、令和2年2月の広報において、本年4/1より、一律250円⇒300円へ変更の案内が出ておりました。(コンビニでの発行手数料は、4/1以降も250円のまま)

内容・理由について、戸籍住民課の徳岡課長から、関係条例の改定が市議会において承認された。ことによるものと伺いました。

【お尋ね】と【課題の検討に向けて】

(1)掲題の証明書類発行手数料は、西脇市独自の条例で定めることができるのでしょうか。

(2)この度の改定により、西脇市の当該手数料収入の増額は、いか程となるのでしょうか。

受益者負担の公平性という観点で、証明書類の発行希望者が、相応の費用を負担することに対して異議を唱えるものではありません。(有料でいいと思います。)

家庭の「生ごみ・ポリプロピレン容器等」の排出についても、市指定の有料袋を購入し排出量が多い家庭は、その分多額の出費が発生するしくみを市民は理解しています。

(3)検討課題は、発行手数料の妥当性とその手数料が増額されることへの考察です。

消費税UPの時期(10,000円の商品を購入・またサービスを受ければ1,000円の税額が発生し、合計11,000円となる。)に重ねて更なる生活費の圧迫です。

■普通の商品であれば、その価格要因は、①原価／含：紙代・プリンタ作動費・②人件費・③物流費・④適正利潤等々です。そして(普通の商品であれば)更に価格競争があります。

■住民票関係の発行手数料：250円は、果たして本当に適正なのかと常々思っています。

そもそも住民票の発行は、利潤を得るための商品ではありません。

■市役所以外で、住民票を安く購入出来る(発行してもらえる)のであれば、その安いところで、購入するのですが、住民票を市役所以外の場所で購入することは出来ません。

近隣市町の手数料がいくら・いくら。だから西脇市も近隣に合わせる。というような理由ではなく、むしろ西脇市の手数料に近隣の市町が合わせる位の気概をもって、本当に西脇市民と西脇市にとっての真に適正・適切な手数料を設定する。西脇市の現在・そして将来的な財政面、市民感情・・様々な要因を検討し、市民が本当に西脇市に生活(住んでる)していることを誇りに思える街づくりの為に、身近な課題を真剣に、誠実にそして丁寧に議論して欲しいのです。

(4)是非とも市議会で再度慎重に、検討し直していただければと念願するところです。 (拝)

① 50円 × 10000件 = 500千円 , × 20000件 = 1000千円

現行: 250円 ⇒ 300円に対する市内外からの評価は…。